【様式5－1】

令和　　年　　月　　日

札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点基本計画追加検討業務

守秘義務対象資料配布申込書

札幌市長　秋元　克広

商号又は名称：

所在地：

代表者名：　　　　　　　　　印

令和５年　月　日付で入札公告のありました「札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点基本計画追加検討業務」に関し、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする資料について、配布を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者 |  |
| 部　署 |  |
| 資料送付先住所 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

【様式5－2】

　　年　　月　　日

札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点基本計画追加検討業務

守秘義務の遵守に関する誓約書

札幌市長　秋元　克広

商号又は名称：

所在地：

代表者名：

当社は、今般、札幌市（以下「市」という。）から、令和５年　月　日付で入札公告のありました「札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点基本計画追加検討業務」（以下「本業務」という。）に係る入札において、本業務への参画に係る検討のみを目的（以下「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者に市から提供される資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の配布を希望します。守秘義務対象資料の配布を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の配布を受けるものであり、本目的以外のために守秘義務対象資料を利用しません。

２　当社は、市の事前承諾がない限り、守秘義務対象資料を、当社以外の第三者に開示しません。

３　当社は、守秘義務対象資料は参考のために配布されるものであり、市はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第２条（秘密の保持）

当社は、市から配布を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第３条（善管注意義務）

当社は、市から配布を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより市に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第５条（期間、書類の破棄等）

１　当社は、本事業の落札者とならなかった場合、その事実が判明した時点（以下、「入札期間終了日」という。）で速やかに配布した守秘義務対象資料を、すべて破棄又は消去することを約束します。

なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、入札期間終了日以降も存続するものとします。

２　前項により破棄又は消去する守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含む。）、入札期間終了日以降速やかにこれらを破棄又は消去することを約束します。

３　当社は、本事業の落札者となった場合、本事業の運営期間が終了した時点（以下、「運営期間終了日」といいます。）で速やかに受領した守秘義務対象資料を、すべて破棄することを約束します。

なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、運営期間終了日以降も存続するものとします。

４　前項により破棄する守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、運営期間終了日以降速やかにこれらを破棄又は消去することを約束します。

第６条（準拠法、管轄）

１　本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。

２　当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、札幌市地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上